資金調達サポート事業　ベンチャーキャピタル等公募要領

本事業は、ベンチャーキャピタル及び県内金融機関等（以下「ＶＣ等」という。）と連携体制を構築し、その投資活動と協調して主にシード～アーリー初期におけるスタートアップの資金調達を支援することにより、スタートアップを誘致・育成するとともに、県内スタートアップへの投資の流れを創出することを目的として実施します。

本公募要領では、スタートアップを支援するＶＣ等を募集します。

１　資金調達サポート事業の概要

（１）スタートアップに対する支援の仕組み

本事業では、山梨県（以下「県」という。）が認定したＶＣ等（以下「認定ＶＣ等」という。）から投資を受けるスタートアップに対して、認定ＶＣ等の投資額と同額の範囲内（最大２千万円）で、県がコンバーティブル・エクイティ（以下「ＣＥ」という。）により、その資金調達を支援します。

また、本事業により出資したスタートアップについては、他の様々な県の支援事業へと接続し、県内企業等とのマッチングを図ることなどを通じて、県がその事業定着・拡大をフルサポートしていきます。

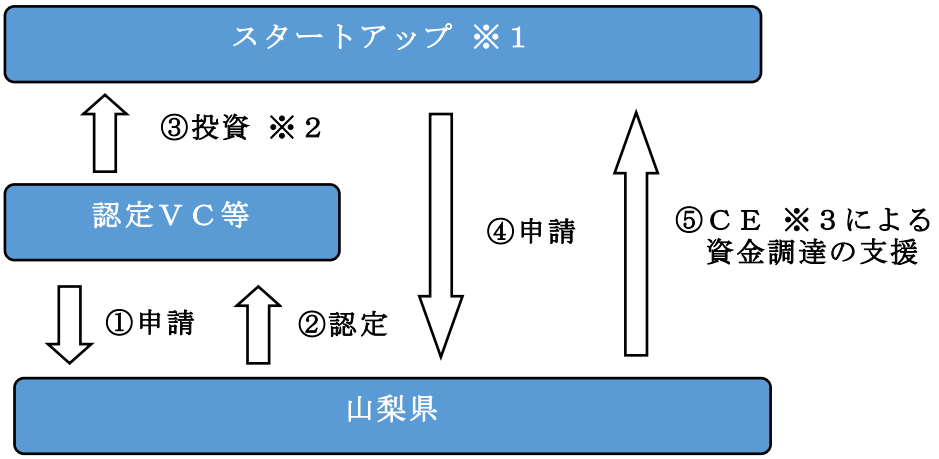

※１　「県内に事業所を開設する」又は「県内で継続的に事業を実施する」（予定であること）等を公募要件とする。**詳細は別表１「主要条件一覧表」を参照。**

※２　転換社債型新株予約権付社債による投資、現金対価取得請求権のついた投資は対象外。Ｊ－ＫＩＳＳ投資については対象とする

※３　一定額以上の株式による資金調達時（転換条件達成時）に株式に転換できる権利が付された有償発行の新株予約権。日本におけるＣＥ契約の標準フォーマット「Ｊ－ＫＩＳＳ」を使用する

（２）スケジュール(予定)

①ＶＣ等の公募・認定

時期	内容
令和６年５月１７日～６月１２日	公募
６月１８日	審査会
６月末	認定ＶＣ等公表

②スタートアップの公募

第１回

時期	内容
令和６年７月１日～８月３０日	公募
９月１１日	審査会
１０月～１２月	ＣＥによる資金払込

第２回

時期	内容
令和６年１０月１日～１１月２９日	公募
１２月１０日	審査会
令和７年１月～３月	ＣＥによる資金払込

※上記スケジュールは予定であり、今後変更となる可能性があります。
ＶＣ等については、令和５年度の認定先に加えて募集を行います。
スタートアップの第１回の募集結果次第では、第２回の募集は行わない可能性があります。

２　認定ＶＣ等の公募要件

（１）認定ＶＣ等の要件

本事業にて公募対象となる認定ＶＣ等は、下記①～⑦の全ての要件を満たす者とします。

① 業としてスタートアップへの投資機能を有し、スタートアップの支援機能を有する法人であること

② 日本国内において、スタートアップを支援する拠点を有し、常駐スタッフを配置していること、又はそれらの計画があること（※拠点は日本国内で法人登記していない場合でも可）

③ 常駐スタッフが、スタートアップの支援実績及び能力を有すること

④ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。）となっている法人に該当しないこと

⑤ 本事業により投資を計画しているスタートアップ（投資済先も含む）の資本金に対する認定ＶＣの持株比率が、原則５０％未満であること

⑥ 投資手段としてファンドを活用するとき（ＬＰＳ/投資事業有限責任組合のとき）は、ゼネラル・パートナー（ＧＰ）であること

⑦ 山梨県の経済やスタートアップエコシステムの発展に協力･貢献する意向があること

（２）認定ＶＣ等の努力義務

① 本事業に採択された事業者（以下「採択事業者」という。）に対して、原則として、別途提出するハンズオン計画（「資金調達サポート事業　スタートアップ公募要領」の様式７号）に沿ったハンズオンによる支援を行い、その成長を促進すること

② 採択事業者の資金繰り及び資本政策を健全に保ち、次のファイナンスにつなげること

③ 採択事業者に対するハンズオン支援の進捗を定期的に（又は県の求めに応じ）県へ報告すること

④ 採択事業者から、ハンズオンによる支援及びその他の支援に係る指導料、手数料その他の料金を徴収しないこと

※ あくまで努力義務であり認定ＶＣ等の要件ではありませんが、努力義務履行に向けできる限りの行動を遂行ください。

（３）認定期間

２か年度（令和６年度～令和７年度）

３　認定ＶＣ等の認定プロセス

（１）認定プロセス

県の担当課による書類審査、外部有識者を含む審査会での審査を経て、県が総合的な判断のもと認定ＶＣ等を決定します。

書類審査及び審査会においては、以下の項目について審査します。また、審査プロセスは非公開で行われ、審査の結果等、審査に関する問い合わせには応じられません。

① 投資・成長実績

・ シード期～アーリー初期のスタートアップへの投資実績

・ 投資後の追加投資やハンズオンによるスタートアップの成長の実績

② ハンズオン支援

・ スタートアップの企業価値向上に対する具体的な取組

・ スタートアップを支援する具体的な目利き能力や支援能力（本事業に従事するハンズオンメンバーの能力・実績）

③ 投資手段・方針等

・ ファンド規模、投資可能金額、投資可能期間、ファンド寿命等

・ スタートアップの資金調達時の候補となり得る国内外のＶＣ、事業会社とのネットワーク

④ 地域への貢献

・ 山梨県の経済やスタートアップエコシステムの発展への貢献意欲

（２）審査結果の通知及び公表

審査結果については申請者へ書面で通知し、認定ＶＣ等の法人名称を県公

式ＨＰ等にて公開します。また、認定に諸般の条件を付す場合があります。

（３）認定の取消

以下の場合、認定ＶＣ等の認定を取り消します。

①「２－（１）認定ＶＣ等の要件」に合致しなくなったとき

②「２－（２）認定ＶＣ等の努力義務」の履行に向けできる限りの行動を遂行していないと県が判断したとき

③ 申請書類に虚偽の内容が含まれていたことが発覚したとき

④ その他認定について適切でないと県が判断したとき

４　申請手続

（１）申請書類

次の書類一式を提出してください。

① 申請書【様式１号】

② 申請者の概要【様式２号】

③ ハンズオン計画【様式３号】

④ 投資手段・方針等【様式４号】

⑤ 関与するメンバーの略歴【様式５号】

⑥ 誓約書【様式６号】

⑦ 会社定款

⑧ 登記事項証明書

⑨ ファンド目論見書、概要書等【様式任意】

⑩ 会社の紹介資料（パンフレット、ＷＥＢ ページ等）【様式任意】

（２）提出方法・期限

申請書類一式をスキャナー等でＰＤＦ化し、ＯｎｅＤｒｉｖｅ等へアップロードして提出してください。提出にあたって、以下の宛先のアドレス宛に、申請書類一式を提出する旨のメールをあらかじめ送信してください。書類のアップロード方法について、担当者から案内します。

併せて、５部（正本１部、副本４部）を以下の宛先まで、郵送または持参により提出してください。

・ 宛先

〒４００－８５０１　山梨県甲府市丸の内１－６－１

山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課

スタートアップ支援担当

E-mail: startup@pref.yamanashi.lg.jp

・ 受付時間（持参のとき）

午前８時３０分から午後５時まで（土・日・祝祭日を除く）

・ 提出期限

令和６年６月５日（水）　午後５時必着

（３）質問方法及び質問送付先

本企画提案に対し質問があるときには、質問書（様式７号）に記載の上、メールにてお問い合わせください。

・ 宛先

山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課

スタートアップ支援担当

E-mail: startup@pref.yamanashi.lg.jp

・ 受付期限

令和６年６月１４日（金）午後５時まで

・ 質問に対する回答

質問者に回答するとともに、県の公式ＨＰに掲載します。

（４）その他

・ 応募資格を有しない者の申請書又は不備がある申請書は受理しません。
・ 申請書類を受け付けた後、必要に応じて追加説明資料の提出を求めることがあります。
・ 申請書類に不備があり提出期限までに修正できないときは、申請を無効とします。
・ 申請者から提出された書類は返却しません。
・ 申請に係る連絡先等の個人情報は、適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません（県の産業振興施策に係る情報提供は除く）。

５　利害関係の確認

外部有識者を含む審査会による審査の段階では、利害関係者を排除すべく、審査員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査を行います。

このため、審査会にあたっては、「申請者及びメンバーの所属と名前」を審査員に提示し、審査員自らが利害関係者に当たるかどうかの事前確認を行います。

審査員から、利害関係の有無の判断がつかないとコメントがあったときには、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いします。

６　本件に関する問い合わせ

山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課
スタートアップ支援担当
TEL：０５５－２２３－１５４４（直通）
E-mail：startup@pref.yamanashi.lg.jp